

議案第 56 号

渋川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築基準法関係手数料条例（平成 18 年渋川市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「申請」の次に「又は通知」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 中「計画通知の申請」を「計画の通知」に改める。

別表第 3 中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改める。

別表第 4 中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に、「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改める。

別表第 5 中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改める。

別表第 6 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

法第 43 条第 2 項第 1 号の規定 による建築物の建築の認定の申 請に対する審査	33,000 円
---	----------

別表第 6 法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行																																										
<p>(手数料の徴収時期) 第3条 手数料は、前条に規定する事務についての申請又は通知の時に徴収する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 建築物に関する確認申請手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による<u>計画の通知</u>に対する審査</td> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>69,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2（第2条関係） 工作物に関する確認申請手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第88条第1項において準用する法第6条</td> <td>(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額	法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による <u>計画の通知</u> に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円	手数料を徴収する事務	区分	手数料の額	法第88条第1項において準用する法第6条	(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合	13,000円			<p>(手数料の徴収時期) 第3条 手数料は、前条に規定する事務についての申請_____の時に徴収する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 建築物に関する確認申請手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による<u>計画通知</u>の申請に対する審査</td> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>69,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2（第2条関係） 工作物に関する確認申請手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第88条第1項において準用する法第6条</td> <td>(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額	法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による <u>計画通知</u> の申請に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円	手数料を徴収する事務	区分	手数料の額	法第88条第1項において準用する法第6条	(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合	13,000円		
手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額																																											
法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による <u>計画の通知</u> に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円																																											
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円																																											
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円																																											
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円																																											
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円																																											
手数料を徴収する事務	区分	手数料の額																																											
法第88条第1項において準用する法第6条	(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合	13,000円																																											
手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額																																											
法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による <u>計画通知</u> の申請に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円																																											
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円																																											
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円																																											
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円																																											
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円																																											
手数料を徴収する事務	区分	手数料の額																																											
法第88条第1項において準用する法第6条	(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合	13,000円																																											

第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項による計画の通知に対する審査	を除く。)	
	(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物の築造をしようとする場合	8,000円

第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項による計画通知の申請に対する審査	を除く。)	
	(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物の築造をしようとする場合	8,000円

別表第3 (第2条関係)

建築物に関する中間検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に係る検査又は法第18条第19項の規定により終了した旨の通知に係る検査	30平方メートル以内のもの	14,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円

備考 (略)

別表第3 (第2条関係)

建築物に関する中間検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請に係る検査又は法第18条第17項の規定により終了した旨の通知に係る検査	30平方メートル以内のもの	14,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円

備考 (略)

別表第4 (第2条関係)

建築物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第16項の規定により完了した旨の通知	30平方メートル以内のもの	15,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	19,000円

別表第4 (第2条関係)

建築物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第14項の規定により完了した旨の通知	30平方メートル以内のもの	15,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	19,000円

に係る検査（次部に掲げる場合の検査を除く。）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
法第7条の3第5項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第21項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、法第18条第16項の規定により完了した旨の通知に係る検査	30平方メートル以内のもの	14,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	38,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	68,000円

備考 (略)

別表第5（第2条関係）

工作物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定により完了した旨の	工作物を築造しようとする場合	13,000円

に係る検査（次部に掲げる場合の検査を除く。）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
法第7条の3第5項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第17項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、法第18条第14項の規定により完了した旨の通知に係る検査	30平方メートル以内のもの	14,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	38,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	68,000円

備考 (略)

別表第5（第2条関係）

工作物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第88条第1項において準用する法第18条第14項の規定により完了した旨の	工作物を築造しようとする場合	13,000円

通知に係る検査	
別表第6（第2条関係） 許可等申請手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の額
法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円
法第43条第2項第1号の規定による建築物の建築の認定の申請に対する審査	33,000円
法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
(略)	
法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円

通知に係る検査	
別表第6（第2条関係） 許可等申請手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の額
法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円
法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
(略)	
法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円